

**内閣府特命担当大臣（防災）**

**武田 良太 様**

**令和元年台風第19号に伴う  
大雨災害に対する要請書**

**令和元年 10 月 13 日**

**長野県知事**

**阿 部 守 一**

**長野市長**

**加 藤 久 雄**

10月12日の台風第19号に伴う大雨により、長野県内においては合計42市町村に特別警報が発表され、大雨による深刻な被害が生じております。

とりわけ、千曲川は堤防の決壊や越水により長野市内の住宅などに甚大な被害をもたらしております。

現在、要救助者もいる状況で、救助に全力を尽くしておりますが、すでに避難された方も今後避難所で不安で不便な生活の中、家屋に流入した土砂の片付けなどを行わなければなりません。

県や県内市町村のほとんどで「災害対策本部」を設置し、速やかに30市町村に対して災害救助法を適用しました。

人命確保を最優先に災害対応に当たり、住民の皆様の安全確保と被災された方の生活支援とに向け、組織を挙げて対応しておりますが、こうした厳しい状況の下では、国の更なる支援は必須であります。

未だ被害の全容を把握するのも困難な広範囲に及ぶ水害や土砂災害からの復旧には相当の時間がかかることが見込まれるため、地域の生活の復旧には、気の遠くなるような長い時間と労力が必要になります。

国においては、発災直後から連絡員の派遣や専門家による調査、また、昼夜を問わない応急対策など、大変なご尽力をいただいているところですが、被災者の一日も早い生活再建や被災地域の応急措置と、できる限りの早期の復旧に向けて最大限のご支援をいただきたく、次の措置について強く要請いたします。

## 1 一日も早い住民生活の再建に向けた支援

住宅が損壊した被災者が、故郷での生活を一日も早く再建するため、被災者生活再建支援制度について、適用戸数の緩和や一部損壊家屋等を対象とする

ことなど、できる限り手厚い支援措置を講じるとともに、応急仮設住宅の供給について必要な支援を行うこと。

## 2 公共土木施設等の災害復旧等について

- (1) 国が管理する千曲川について、決壊した堤防の迅速な復旧を図るとともに、再度の災害防止を図るため、抜本的な対策を講じること。
- (2) 浸水箇所の排水を迅速に行うことができるよう、排水ポンプ等の増強を図ること。
- (3) 災害復旧事業に早期に着手できるよう、公共土木施設、農業用施設等の災害査定に当たっては、採択基準の緩和等、迅速かつ柔軟に対応するとともに、十分な事業費を確保すること。
- (4) 災害復旧事業の実施においては、必要に応じて、原形復旧ではなく、再度災害が起こらないよう改

良復旧を積極的に推進すること。

### 3 病院、社会福祉施設、学校教育施設等の早期復旧 に向けた支援について

浸水等の被害を受けた病院、社会福祉施設、学校教育施設等に甚大な被害が生じているため、早期に復旧、再開できるよう、必要な支援を行うこと。

### 4 商工業や農林業等への支援について

(1) 商業施設や工場等の事業所が冠水するなど事業者  
者に甚大な被害が生じているため、本災害により  
影響を受けた事業者が迅速に事業再開できるよ  
う必要な支援を行うこと。

(2) 農林業の生産活動の再開のため、生産施設・機  
械の復旧等の支援や農業共済金の早期支払いな  
ど、必要な支援を行うこと。

## 5 激甚災害の早期指定等の財政支援について

- (1) 公共土木施設、農業用施設等の災害復旧等を円滑かつ早急に行うため、台風第19号に伴う災害について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」を適用すること。
- (2) 県及び市町村が行う応急対策や被災者の救援、災害復旧等に多額の経費を要するため、普通交付税の繰上交付、特別交付税の配分、災害復旧事業に係る予算の確保に特段の配慮を行うこと。